



なかきた

第50号
2025(令和7)年
3月



中城北中城消防組合

中城北中城消防本部・消防署

〒901-2314 北中城村字大城 404 番地

TEL 098-935-4747

FAX 098-935-3338

URL <https://www.nakakita-fd-okinawa.jp>

中城出張所

〒901-2406 中城村字当間 170 番地

24時間365日

救急の 電話相談窓口

- ・医師、看護師、相談員が対応
- ・医療機関案内
- ・119番相談



シャープ # 7 1 1 9

救急車を呼ぶ? 病院へ行く? 様子を見る?
「急な病気」や「けが」で迷ったら…

中北消防訓練報告

～Urban Search And Rescue編～

12月中旬、当消防本部では旧庁舎を活用した倒壊建物の救助訓練を実施しました。この訓練は、USAR（アーバンサーチ&レスキュー）と呼ばれる技術を用いたもので、震災などで建物が倒壊した際に閉じ込められた人を助け出すための訓練です。今回は、建物内への進入経路がない場合を想定し、強制的に入り口を作る「破壊訓練」を行いました。この技術は、安全で迅速な救助活動のために、建物に開口部や救助経路を確保し、隊員や要救助者の脱出路を作るものです。こうした訓練は、災害時の人命救助において重要な役割を果たします。

●使用資器材の紹介

私たち消防吏員が緊急時に使用する資器材には、様々な状況で威力を発揮するものがあります。今回使用した、エンジンカッターとヒルティの削岩機についてご紹介します。

●エンジンカッター

このカッターには「ダイヤモンドブレード」という特殊な刃が装着されています。このダイヤモンドブレードは、金属、コンクリート、木材など、ほぼすべての素材を切断することが可能です。



●削岩機

この削岩機は、強い振動と衝撃力を持ち、コンクリートや石材を素早く削り取ることができます。

●所感

今回の破壊訓練では、解体予定の建物を活用し、倒壊した建物内の要救助者を救出するための「開口部作成技術」の訓練を実施しました。この訓練は、建物が座屈・倒壊し、通常の進入経路がふさがれている状況を想定し、救助隊員が安全かつ迅速に開口部を確保する技術を習得することを目的としています。



令和六年には能登半島地震が発生し、過去には阪神・淡路大震災をはじめとする多くの大規模災害がありました。こうした災害では、倒壊した建物内に取り残された方々の救助が大きな課題となります。実際の建物を使用した訓練は、現場さながらの環境で行うことができ、隊員にとって貴重な経験となります。災害時には、一刻を争う状況の中で迅速かつ的確な判断が求められるため、こうした訓練の積み重ねが村民の命を守ることに繋がります。

私たちは、過去の災害の教訓を活かしながら、あらゆる事態を想定した訓練を実施し、救助技術の向上に努めてまいります。村民の皆さまの安心・安全を守るため、引き続き消防活動へのご理解とご協力をよろしく申し上げます。



令和5年度 決算状況と貸借対照表

令和5年度決算が9月議会で認定されました。

決算の状況

- ・歳入：6億4,793万2千円(対前年度比4,196万4千円、6.9%の増)
 - ・歳出：6億4,272万8千円(対前年度比5,531万3千円、9.4%の増)
- 歳入から歳出と翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、520万4千円です。

主な事業

- ・高規格救急自動車整備事業……………3,433万1千円
(普天間飛行場等周辺消防施設整備助成事業)



貸借対照表

貸借対照表は、決算書から見えてこない情報、つまり、基準日現在でどれだけの資産や負債があるのかを把握するのに役立ちます。

左側の「資産の部」は、保有する資産の内容や金額を記載しています。右側の「負債及び純資産の部」は、「資産」を形成するためにどのような財源措置をしてきたかを表しています。

「負債の部」は、今後負担すべき債務であることから将来世代に対しての負担ととらえることができ、一方で、「純資産の部」は、今後負担する必要性のない資産、言い換えればこれまでの世代や現在の世代、または、国・県が負担した金額です。

これまでに当組合では、一般会計等ベースで約6億1,100万円の資産を形成しています。その資産のうち94.6%は有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産で形成されています。また、基金は総額約2,800万円所有しており、資産総額の4.5%を占めています。一方で、将来世代が負担すべき負債は約4億8,100万円で、資産総額に対して78.7%です。負債の多くを占めるのは地方債及びその他負債であり、総額約4億4,700万円です。純資産は形成した資産に対して将来負担する必要がない金額を指しており、資産総額に対して21.3%です。

資産の部		負債及び純資産の部			
勘定科目	令和5年度 一般会計等		勘定科目	令和5年度 一般会計等	
	金額	割合		金額	割合
1.固定資産	577,267	94.6%	1.固定負債	395,022	64.7%
(1)有形固定資産	577,267	94.6%	(1)地方債	181,111	29.7%
事業用資産	478,532	78.4%	(2)長期未払金	-	-
インフラ資産	-	-	(3)退職手当引当金	-	-
物品	98,735	16.2%	(4)損失補償等引当金	-	-
(2)無形固定資産	-	-	(5)その他	213,912	35.0%
(3)投資その他の資産	-	-	2.流動負債	85,567	14.0%
投資及び出資金	-	-	(1)1年内償還予定地方債	38,380	6.3%
投資損失引当金	-	-	(2)未払金	-	-
長期延滞債権	-	-	(3)未払費用	-	-
長期貸付金	-	-	(4)前受金	-	-
基金	-	-	(5)前受収益	-	-
その他	-	-	(6)賞与等引当金	33,085	5.4%
徴収不能引当金	-	-	(7)預り金	356	0.1%
2.流動資産	33,233	5.4%	(8)その他	13,746	2.3%
(1)現金預金	5,560	0.9%	負債の部合計	480,589	78.7%
(2)未収金	-	-	(1)固定資産等形成分	604,941	99.1%
(3)短期貸付金	-	-	(2)余剰分(不足分)	-475,029	-77.8%
(4)基金	27,674	4.5%	(3)他団体等出資分	-	-
(5)棚卸資産	-	-	純資産の部合計	129,911	21.3%
(6)その他	-	-	負債及び純資産の部合計	610,500	100.0%
(7)徴収不能引当金	-	-			
資産の部合計	610,500	100.0%			

③ [率先避難者たれ]

三つ目は「率先避難者たれ」。まず自分の命を守り抜くことに全力を尽くせ、ということである。

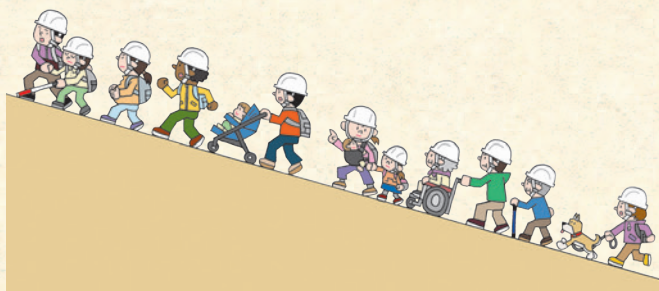
「人間はいざというとき、なかなか逃げるという決断ができない。例えば、火災の非常ベルが鳴っても、逃げずに周りの様子を見て留まっているだろう。津波の場合、避難を躊躇していたら皆その犠牲になってしまう。**自分が『率先避難者』となり避難することによって、皆の命を救うことができる。**」

今回の津波でも、**大挙避難する小中学生を見て避難した住民も多かった**。率先避難者となった子どもたちは、周りの大人たちの命までも救ったのである。

津波が
来るぞー！
逃げろー！



「津波てんでんこ」の真意を再考する



津波防災教育の最後に、私は子どもたちに次のように問いかけた。「君たちは教えたとおり逃げてくれると思うが、君たちが逃げたあと、お父さん、お母さんはどうするだろう?」。私は続けてこう話した。「今日家に帰ったら、お父さんやお母さんに、『いざというとき、僕は必ず逃げるからね』と、信じてくれるまでちゃんと伝えるんだ。お父さんやお母さんは、君たちが逃げてくれると信じられなければ、きっと迎えに来てしまうよ」。

一方、その日は授業参観日だったので、父兄に対しても「今日の授業をふまえ、お父さんが『津波が来るときには、僕は必ず逃げるから』と言うと思う。しっかり子どもたちの訴えを受けとめ、『この子は絶対に逃げてくれる』という確信が持てるまで、子どもの話を聞いてあげて欲しい。そして、確信が持てたら、『わかった。ちゃんと逃げるんだよ。お母さんも逃げるからね。あとで必ず迎えに行くからね』と、言葉をかけてあげて欲しい」と話した。

三陸沿岸には「津波てんでんこ」という言い伝えがある。津波のときはてんでばらばらに逃げないと家族や地域が全滅してしまうという教訓だ。**家族それぞれがいざというときの行動を決めておき、お互いが避難していることを信じ合えていれば、自らの命を守ることに専念できる**。「自分の命に責任を持つだけでなく、それを家族が信じあっている、そんな家庭を築いておけ」。これが、「津波てんでんこ」の真意ではないだろうか。

片田教授は、津波防災の日シンポジウム 2011 において、講演の最後を次の言葉で結んでいます。「僕は、子どもは環境で育つと思っています。子どもたちに対する責任として、『津波警報が出たら逃げる』という文化を大人が実践し、そのなかで子どもを育て、親となり、次の世代を育てる…そういう社会を作ることが、今こそ必要だと思っています」。



沖縄県内の話題



民と話をする時間を設けていただけると幸いです。

沖縄県の各地においては、津波対策の一環として、公民館や公共施設、電柱等に海からの高さを示す海拔表示板が設置されています。普段の生活から意識して目にしておく、災害時に役立つかもしれません。

2024年4月、沖縄全域に津波警報が発表されました。テレビやラジオ等で避難が呼びかけられ、それに伴い、県内各地で交通渋滞が発生しました。警察庁の発表によると、東日本大震災では、岩手県、宮城県、福島県で692基の信号機が損壊し、そのうち440基が消灯したとされています。信号機が消灯すれば、車での避難と併せて、徒歩や車いすなどによる避難が必要不可欠になってきます。「どこに」、「どのように」、「どこを通過して」避難するのかなど、普段から家族や近隣住



「津波が来るときには、僕は必ず逃げるから」

令和7年3月11日、甚大な被害をもたらせた東日本大震災の発生から14年が経過しました。約2万人に上る犠牲者の死因のおよそ9割が津波による溺死だと言われています。海に囲まれた島嶼県に生きる私たちは、この大震災から何を学び、そして将来起こりうる災害にどう備え、対応していけばよいのでしょうか。今回は、津波から命を守るための大切なポイントを群馬大学大学院教授の片田敏孝氏が執筆した“子どもたちを守った「姿勢の防災教育」～大津波から生き抜いた釜石市の児童・生徒の主体的行動に学ぶ～”から抜粋してご紹介します。



◆ 釜石市の児童・生徒の生存率 99.8%

今回の大津波災害による釜石市の死者・行方不明者は、1,000人以上に上る。このうち、市内小中学校の児童・生徒で津波の犠牲になったのは、病欠等で学校の管理下になかった5人である。一方で、その他の小学生1,927人、中学生999人は全員無事だった。彼らは、主体的な対応行動をとり、大津波から自らの命を守り抜いたのである。私は8年間、釜石市の津波防災教育、特に子どもたちへの防災教育に注力してきた。釜石市の児童、生徒はそれを実践し、大津波から命を守り抜いてくれた。

◆ 津波から命を守る「避難3原則」



① [想定にとられるな]

学校の津波防災教育で、まず子どもたちに教えたことは「想定にとられるな」、端的にいえば「ハザードマップを信じるな」ということである。

鵜住居小学校では、自宅や学校が津波の浸水想定区域から外れているのを見た子どもたちが、「学校はここにあるから安心だ」「自分の家は大丈夫だ」などと一喜一憂していた。そこで私は、「ハザードマップどおりの津波がこの次来るとは限らなし、相手は自然であり想定外のことも起こり得る。そう考えると、たとえ自宅や学校が浸水域から外れていたとしても、大丈夫と考えるのは大変危険だ」と説明した。

② [その状況下で最善を尽くせ]

「ここまで来ればもう大丈夫」と考えるのではなく、そのときできる最善の行動をとれ、ということである。ここでは、釜石東中学校の子どもたちがとった行動を紹介したい。

2011年3月11日、約5分に及ぶ激しい揺れが続いた後、釜石東中学校の副校長先生は校内放送で避難を呼びかけようとしたが、地震による停電のため放送が使えなかった。しかし、地震で揺れている最中から、校庭で部活動をしていた生徒たちは、「津波が来るぞ、逃げろ!」と校舎に向かって大声で叫びながら校庭を駆け抜けていた。中学校の他の生徒もこれに続いた。一方、隣接する鵜住居小学校の子どもたちは校舎の3階に避難しようとしていた。しかし、日頃から一緒に避難訓練をしていた中学生が一斉に避難する様子を見て、小学校の児童らは校舎を駆け下り、中学生の後に続いた。こうして子どもたちは無事、予め避難先に指定していた老人介護施設「ございしょの里」に到着した。

しかし、施設脇の崖が崩れかけている様子や、津波が防波堤にあたって舞い上がる水しぶき、津波が家々を壊す土煙を見た中学生が、点呼をとっている先生に「ここじゃだめだ」と言ってさらにその先の高台にある老人福祉施設に避難することを進言した。再度全員で避難する途上、中学生は近隣の保育園から園児を連れて避難する保育士たちを手伝った。そして中学生らが避難する様子を見た近隣住民が、それにつられて共に避難した。

無事全員が老人福祉施設に避難し終えたそのわずか30秒後、津波は老人福祉施設の目前まで迫り、そこで止まった。迫り来る津波をみた子どもたちは、そこからさらなる高台をめざしたのである。もしハザードマップの想定にとられて学校や最初の避難場所に留まっていたならば、とても生き延びることはできなかっただろう。





救急通報から病院到着の流れ

～救急通報から病院到着までの時間を短くするためには皆様の協力が必要です～



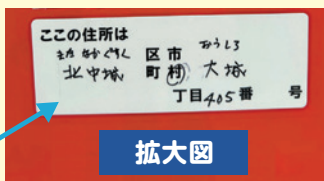
電柱番号

救急車を呼ぶときの番号は「119」です。落ち着いて住所と状況を伝えましょう。

もし、住所や自分の居場所が分からない場合は、近くにある建物を伝えましょう。目標物となる建物がなければ、自動販売機に書いてある住所や電柱番号を伝えましょう。



販売機



拡大図

電柱番号は、地面から約3mの位置にあります。自動販売機の住所は、おつり返却口付近に書いてあることが多いです。

救える命を救うためには、**応急手当**が重要です。応急手当が必要な場合は、指令センターから電話で指示されます。救急車が到着するまではどうしても時間がかかります。正しい応急手当を身につけておきましょう。



平均 7.9 分



※中北消防では、毎月第2日曜日に救命講習を行っています。(下記参照)
人手がある場合は救急車の誘導を行うと到着がはやくなります。

到着までに用意しておくとおと病院までの到着時間が早くなります

- ・保険証
- ・財布
- ・(乳幼児の場合)
- ・靴(着替え等)
- ・普段ののどる薬(お薬手帳)
- ・母子手帳
- ・哺乳瓶
- ・紙おむつ

救急車が到着した際に伝えてください

- ・事故や具合が悪くなった状況
- ・救急隊が到着するまでの変化
- ・持病、かかりつけの病院やクリニックなどは日頃からメモにまとめておくと便利です。
- ・行った応急手当の内容・具合の悪い方の情報
(持病、かかりつけの病院やクリニック、普段飲んでいる薬、医師の指示等)

中北消防定例救命講習について

開催日時：毎月第2日曜日 午前：10時～12時
(午後の部はお問い合わせください)

開催場所：中北消防 2階 会議室

講習名・講習内容：普通救命講習Ⅰ(2時間)：成人に対する心肺蘇生法、AED取扱い、異物除去など。
普通救命講習Ⅲ(2時間)：主に小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法、AED取扱い、異物除去など。
※受講するには事前にeラーニングweb講習を受ける必要があります。

中北消防 HP より受講可能です。



消防署見学 実施できずごめんなさい

本年も消防庁舎の建て替えに伴い、消防署見学の受け入れができない状況が続いています。楽しみにして下さっていた皆さんには大変申し訳ございませんが、もうしばらくの間お待ちください。

新しい消防庁舎は、令和8年3月31日竣工予定です。



～ 過去に消防署見学で子どもたちから質問があったことを紹介します ～

出勤までにかかる時間は？

通報を受けてから約2〜3分で出勤しています。この間に、災害場所を確認したり、ケガ人の状態を聴取したり、防火服を着たりします。



ホースの長さ・重さはどれくらい？

中北消防のホースの長さは、「20メートル」あります。重さについては、1番重いホースで「8キログラム」あります。消火のためにホースの中を水で満たすと「70キログラム」ぐらになります。



病気やケガをした人はどこに運ぶの？

その人の症状に対応することができる適切な病院を選んで搬送します。例えば、車にひかれてしまった、たくさんのお骨が折れているおそれがある人は、その緊急手術ができる病院へ搬送します。また、赤ちゃんがトイレ用洗剤を誤って飲んでしまった場合などは、子どもの病気や事故を専門にしている医師がいる病院へ搬送します。



どんな訓練をしているの？

「警防訓練」「救急訓練」「救助訓練」を行っています。「警防訓練」とは、火災に関する訓練で、実際に木材を燃やして煙や炎の流れを確認したり、消火方法を習得しています。

「救急訓練」は、救急車に積んでいる資機材の取扱い訓練をしたり、訓練人形を使用して心臓マッサージや電気ショック、点滴や心臓を強くするお薬を投与する訓練などを行っています。

「救助訓練」は、ロープレスキューと言って、急斜面や崖など、救出が難しい場所から助けを求めている人を救助する方法や海で溺れている人を助ける水難救助訓練、交通事故で車に閉じ込められた人を救出する交通救助などがあります。

また、沖縄県全体の消防で行う訓練や九州ブロックの緊急消防援助隊訓練など大災害を想定した訓練もあります。災害現場に出勤する訓練だけではなく、地震や津波が発生したことを想定して、災害対策本部を立ち上げて、情報を集めたり、指示を出す訓練を行うこともあります。



中部地区消防総合訓練
【特殊災害訓練】



美ら島レスキュー
図上訓練

宝くじ助成で地域防災力を高める



中城北中城消防組合消防団では、令和6年度コミュニティ助成事業（消防団育成助成事業）の助成を受け、消防団活動備品（訓練用水消火器、水消火器用標的、簡易テント、発電機、LEDライト）を宝くじの助成金で整備した。災害現場や日々の訓練で活用します。

消防団員募集

入団資格

- ①中城村・北中城村に在住または在勤している方
- ②18歳以上の健康な方



消防団員募集に関するお問い合わせ

中城北中城消防組合 総務課 ☎098-935-4748



事業を始める前に消防に連絡を!!

～消防設備の設置義務が発生するかも!～



知らなかった!



アパートやマンション、雑居ビルなどの一部を利用し、新しく事業を開始する際、消防へ届け出が提出されていない場合があります。事業開始後に消防が認知し、新たに**高額な消防設備**の設置義務が発生し、問題となっています。事業開始後にトラブルとならないよう事前に消防へ相談をしましょう。

防火対象物使用開始届出書を消防へ提出しましょう

※中城北中城消防組合火災予防条例第 43 条

どんなときに必要?

- ・建物又はその一部の用途が変わったとき。
- ・建物又はその一部の占有者や名称が変わったとき。

誰が届け出るの?

- ・建物の所有者や占有者、テナント部分の占有者など。
- ・建物又はその一部を使用する方。

いつまでに届け出が必要?

- ・使用を開始する 7 日前まで。

どんな書類が必要?

- ・中城北中城消防ホームページにある使用開始届出書に図面などを添付し、2 部提出してください。

過去の事例

【ケース①】

中高層のアパートの一階部分に飲食店が営業開始。消防の立入検査により、**自動火災報知設備の設置の義務**が発生していることが発覚し、**違反対象物**として**公表 (※1)** されることとなった。その後、消防設備を設置し、公表は解除された。

【ケース②】

ケース①と同様の状況で、所有者と占有者間の当初の**契約書**の内容に新たに消防設備が必要となる場合の取り決めが記載されておらず、**費用も高額**なため、なかなか進まず**揉める原因**となってしまう。

※契約時の内容が重要となります。

※業種について飲食店以外でもジムや事務所、物販店、エステなども同様のトラブルとなる可能性があります。

(※1) [違反対象物の公表制度] 建物を利用する方が、自ら火災危険性に関する情報を入力し、安心して建物を利用することができるよう、消防署等が保有する情報(重大な消防法令違反)をホームページで公表するものです。

よくある質問 Q&A

- ・防火対象物使用開始届出書を提出しないとどうなりますか。
 - すべての工事や手続きを終え、営業を開始したあとに上記のようなトラブルが発生する可能性があります。
- ・消防用設備の設置違反(未設置)があったらどうなりますか。
 - 消防法違反として行政指導や行政処分を受ける可能性があります。また、重大違反に該当する場合は、管轄消防のホームページに建物名、所在地、違反内容が公開され、社会的信用を失う可能性があります。
- ・建物の一部などを使用して事業を始めるにあたり他に必要なことはありますか。
 - 用途や収容人員によっては防火管理上重要な防火管理者の選任と消防計画の策定が必要になる可能性がありますので事前に消防へ相談することをおすすめします。

事業主のみなさん、建物を使用し事業を開始する際は防火管理の意識を忘れずに!!